

第34回鳥取家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和2年2月13日（木）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

荒木未佳，池田憲介，河本充弘，川本由美子，塩崎かおる，杉内博文，杉山尊生，畑千鶴乃，牧真千子，水野治郎，向洋伸

（事務担当者等）

小口判事，椎野首席家庭裁判所調査官，清水首席書記官，高月訟廷管理官，山口事務局長，泉家裁総務課長，松本家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：成年後見制度を利用しやすくするために

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の互選

牧真千子委員が家庭裁判所委員会の委員長に互選された。

(3) 前回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）のテーマ「裁判所における広報について」の中でいただいた御意見の検討状況

広報用ポスターやチラシに、2次元バーコードを掲載し、裁判所ホームページへのアクセスが容易となるようにした。

自治連合会を通じた各自治会へのチラシ等の配布が可能であることを確認し

たので、今後、利用を検討する。

鳥取県が災害情報等を発信するシステム「あんしんトリピーメール」については、現時点では、情報発信することができる機関及びその内容が災害情報等に限定されていることから、今後、利用範囲が拡大される機会があれば、利用を検討したい。

裁判官が行う裁判員制度の出前講義については、企業だけでなく、高校生や大学生などの若い世代も対象に引き続き行うとともに、同企画を通じて構築した高校とのつながりを広げ、今後の企画や取組につなげていくこととする。

広報行事により多くの方に参加していただくため、鳥取県をホームタウンとするサッカーチームであるガイナレ鳥取と協力した裁判所見学会（裁判員裁判の模擬公判）を休日に実施した。

広報行事を行う際、報道関係者に積極的に情報発信し、その結果、企画がテレビや新聞等に取り上げられ、広報効果が高まった。

(4) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が成年後見制度を巡る情勢の概要について説明を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催期日等

(1) 開催方法

鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催する。

(2) 次回テーマ

「女性職員の活躍の推進について」をテーマに意見交換する。

(3) 次回開催期日

開催候補日時を令和2年6月24日（水）午後2時30分から2時間程度とす

る。

以 上

(別紙)

テーマ「成年後見制度を利用しやすくするために」

○委員長

意見交換に先立ち、成年後見制度を巡る情勢の概要について説明を聞いていただきましたが、成年後見制度が想定されるほど利用されていない原因、あるいは、その原因に対する対策についての御意見や疑問点について、地域の実情や各委員の御専門の立場を踏まえてお聞かせいただけますでしょうか。

○弁護士委員A

制度自体の問題になってしまいますが、申立てをするには、ある程度の費用、手間、時間がかかりますので、一般の人は必要性がないとなかなか申し立てようということにならないのだと思います。

後見制度の中では、財産管理が必要な場合と身上監護の点から申立てが必要な場合があります。実際に私が関与したケースでは、訴訟や相続手続をしなければならないなど、利用目的は様々でしたが、目的に照らして制度自体が重くて使いにくいのではないかと思います。どのようなケースでも、財産管理やその報告など、同じ形でやっ
ていけないといけないので、後見人の負担が重くなり、中には第三者後見人を探しても候補者がなかなか見つからず、困ってしまうというケースもあるのではないかと思います。

一般の人に成年後見制度をもっと利用してくださいと言っても、何かに困らないと利用する必要性を感じないと思いますので、市町村からの申立ての方からアプローチした方が利用が増えるのではないかと思います。

○学識経験者委員B

金融機関の立場から思っていることをお話ししますと、後見人がつかない方が取引のリスクが高くなりますので、後見人がつくことは歓迎です。

成年後見制度の利用が進まないということで、当社の社員に聞いてみましたが、その理由として多かったのは、制度自体が理解できていないのではないかと、それから、手続自体がよく分からない、手続が面倒で費用がかかるといったイメージがあるのではないかと意見が多くありました。また、少数意見ですが、手続をしなくても本人が生活できるという意見もありました。

金融機関の成年後見制度に対する知識レベルとしては、概ね預金者に説明できる程度はありますが、後見人の具体的な仕事の内容や義務であったり、どこに相談に行けばいいのかといったことや、福祉の点については、知識が不足しています。また、後見人に対して配布されるQ&Aを拝見した感想としては、非常に詳細なものとなっているため、分量が結構多いと感じました。

先程の説明の中で、成年後見利用の理由としては預金を出せないというのが一番多いということでしたが、確かに金融機関、預金者及びその家族とのリレーションがないと金融機関はどうしても身構えてしまうというところがあります。その意味で鳥取県は他の都市部に比べれば、お互いの顔と顔が見え、信頼関係ができているので、成年後見制度の利用が少ないのかもしれないとも思います。

○学識経験者委員C

私の所属する部署では、家族のことや人間関係といった幅広い相談を年間1800件程度受けますが、その中で最近成年後見に関する相談がありました。その内容としては、認知症になった父のことで、ある機関に相談に行った際に成年後見制度を勧め

られ、その制度の内容を聞いてみたけれどよく分からず、手続が面倒だったというものでした。この相談の内容が全てとは思いませんが、この相談の内容だけを見ると、成年後見制度というものがよく分からない、手続が面倒であるという印象を持たれたのではないかと思います。手続が面倒であるという点については、制度設計の問題です。手続が面倒であるという点については、制度設計の問題です。手続が面倒であるという点については、制度設計の問題です。よく分からなかったという点については、その機関の対応者の説明がどうだったのかというところもあります。伝える方法が重要だと思えます。裁判所が作成されているパンフレット等、カラー印刷でイラストも工夫されていますので、このようなパンフレットを活用されれば伝わりやすいのではないかと思います。

○弁護士委員D

成年後見制度の利用が進まないことについて、一般の人は必要性がなければ利用を考えていないというのは当たり前で、申立ての際も診断書を取ったり、いろいろな書類をそろえたり、コピーを取ったりというのはハードルが高いと思えます。後見人に作成が義務付けられる後見事務報告書についても不正を防止するために必要だと思えますが、何とかならないかと思えます。

また、市民後見人が増えてきていますが、身寄りのない人に光が当たるようにやっていくことが必要であり、裁判所だけが頑張るのではなく、各機関の連携が重要だと思えます。

○学識経験者委員E

以前、相談を受けた中で、年金などを支給されてもすぐに浪費してしまうといった金銭管理のできない人が相談に来られたことがありました。権利擁護の制度が利用できる人には制度の利用を勧めますが、金銭管理の意識が低い場合には、その人を守る

ために、金銭管理や財産管理をする成年後見制度の利用を検討することになります。当時は、後見人選任の申立てをするには書類をたくさんそろえないといけなかったり、報酬がかなり必要だったりというイメージがあったように思います。また、後見人が年1回行う報告については大変な作業があって、いろいろな書類を整えて裁判所に提出して報告するのですが、提出しても書類に不足があってまた整えないといけなかったことがあるので、親族が後見人をして大変だと聞いていたので、気軽に使える制度ではないと思います。実際に福祉の現場で相談に当たっている私たちでもそのような印象ですので、一般の方からすると更にそういった印象になるのではないかと思います。

○学識経験者委員F

裁判所の中でだけ成年後見制度を促進する方策を考えてもどうしても行き詰ってしまいますので、福祉からのグラデーションで考える必要があるだろうと思います。

先程、報酬について他の委員から話がありましたが、報酬が高いのではないかという話は福祉の現場ではよく話題になりますので、説明をしていただけますか。

○事務担当者

成年後見人の報酬についてはパンフレット「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ」の13ページに記載されており、成年後見人になられた方については、家庭裁判所に報酬付与の申立てを提出していただきますと、行われた業務に応じて報酬を計算して支払うことになりますので、定額が支払われるというものではありません。報酬が高いという場合は、例えば訴訟を行ったとか、財産管理で多くの業務を行ったなどの点を考慮しているということが考えられます。なお、報酬の在り方については、現在、全国的に議論が進められているところです。

○弁護士委員A

親族後見人についても報酬は同じように出ているのでしょうか。

○事務担当者

親族後見人は報酬付与の申立てをされない場合が多いですが、申立てがあれば当然報酬の決定を行います。

○学識経験者委員E

後見人から提出された報告書をチェックするのは裁判所の役割ですか。

○事務担当者

後見人の不正を防ぐとか、きちんとした後見業務をしていただくといったところを報告書を見てチェックをするというのが後見人の監督をする裁判所の役割です。

○学識経験者委員E

報告書が提出されない場合のチェック機能はどのようになっていますか。

○事務担当者

報告書を提出されない後見人に対して、提出を求めるということになります。提出されない場合には、何か問題があるのではないかと想像されますので、裁判所において事情を聴取したりするなど強く働き掛けをすることになります。

○委員長

先程、福祉と裁判所が連携していくという御意見がありましたが、利用促進が向かう先は正にそこだと思っています。つまり、司法機関である裁判所と福祉の部分である市町村及び中核機関が連携して、必要な人に必要な制度が行きわたるようにしたいという考え方なのだと思います。そのような中で、いざ申立てされる際にちゅうちょされて、本当に必要な方が申立てられないようでは困りますし、そういった点も含めてどこがネックになっているか御意見を伺いたいと思います。

○検察官委員G

裁判所としては成年後見制度を広く周知したいということですが、基本的には先ほども福祉の話であるという意見がありましたとおり、それはつまり行政の分野の仕事であるということで、そこで開拓された対象となる人が成年後見制度を利用できるかどうかという判断をするのが裁判所の立場ということになります。

ですから、裁判所が成年後見制度の利用を促進していくのはおのずと限界があるのではないのでしょうか。一般の方は成年後見制度を知らなかったり、知っていたとしても、よく分からないのだと思います。

また、先程、報酬の話題が出ましたが、報酬で全財産を取られるのではないかといったイメージがあるのではないかと思います。利用する立場からすると、報酬額についてある程度はっきりとした金額が示された方が、それくらいであれば利用してみようという人が増えるのではないかと思います。

○学識経験者委員H

成年後見制度を利用するかしないかということについては、第三者に迷惑を掛けたくないとか、自分のことは自分ですといった日本人特有の考え方から、成年後見制度の利用を避けてしまうのではないかと思います。国民の視点からすると、あまり固

いイメージではなく、こういったサービスがあるから利用しましょうよといった感覚で勧められた方が浸透すると思います。

○学識経験者委員 I

裁判所のパンフレットには、身上監護のための成年後見についてはあまり書かれていないと思いました。

また、保佐と補助の制度上の違いが分かりにくいと思います。

先程の報酬の話に関連して、費用を行政が援助する制度があるとも聞きますが、実際にはその情報は最初から知ることができる情報ではありませんし、全ての人が援助を受けることができるわけではないですし、市町村で制度が違っても聞きますので、利用することに難しさを感じている方も非常に多いという印象を持っています。

○弁護士委員 D

福祉との連携の点で、市町村からの申立てが最近増えていると聞いていますが、鳥取県では増えていますか。

○事務担当者

市町村からの申立件数は、全体的にほぼ横ばいの状況です。

平成30年については、鳥取県全体で228件の申立てがあり、うち首長申立が68件となっています。

○事務担当者

統計には表れていませんが、実務の実感としては、親族が申立てているケースでも、実際の申立手続については地域支援包括センターの方や、あるいは東部、中部及び西

部の各成年後見支援センターが全面的に支援をしているケースもかなり多いと思います。

○裁判官委員 J

先ほどからの御意見を伺いまして、裁判所の中で解決できる問題と地域との連携の中で解決していかなければいけない問題があるということ、裁判所の問題としては、費用面や手続面をもう少しオープンにしていっての方がいいのではないかという御意見があり、ごもっともだと思いました。また、成年後見制度の利用が必要な方たちがきちんと裁判所に来られているのか、たどり着けないとしたらどのような点に問題があると感じられているのか、さらに、鳥取の問題として、家族のサポート態勢がどの程度あるのかといった点について、実感や御経験がありましたら御紹介いただけますでしょうか。

○学識経験者委員 B

金融機関では、成年後見制度の利用が必要だと思われるお客様には、まずは御家族に連絡をします。そういう方がいなければ、役場に支援をお願いするといった対応をしています。

○事務担当者

鳥取県とは相互に連絡調整を行っていますので、本日いただいた御意見は、鳥取県や各センターを通じて還元させていただき、今後もより一層、鳥取県と連携して成年後見制度の取組の推進を後押ししていきたいと考えます。

○事務担当者

福祉とのグラデーションの中で、成年後見制度を地域の福祉のメニューの一つとして位置付けてはどうかという御意見をいただき、大変参考になりました。また、後見人の負担が大きいという御意見もいただきましたが、後見人に対してどのような支援があれば利用しやすくなるのかという点について御意見をいただけたらと思います。

○弁護士委員D

一般の後見人にとっては、被後見人の収支を明らかにするために領収書等を集めたり、後見事務報告書を作成するのは大変なことだと思います。裁判所で一般の後見人の方が何を望んでいるのか、何が妨げになっているのかといったアンケートは取っているのでしょうか。

○事務担当者

後見事務や報告書作成についての支援の必要性は御指摘のとおりであると思います。なお、個別の事件を通じて、後見人から様々な問合せをいただいておりますが、アンケートを実施したということはございません。

○委員長

裁判所としては、例えば、一般の人が後見人をする際に相談できる人がいた方がいいか、その相談の形はどのようなものが相当かということは考えてはいるのでしょうか。

○事務担当者

委員からの御意見にもあるように、後見人の負担は重いと思います。また、市民後見人に対しても同じように支援が必要であると思います。それらも含めて、県、市町

村及び各成年後見支援センターと意見交換をしていきたいと思ひます。

○委員長

裁判所としましても、本日いただいた御意見を踏まえ、福祉と連携をして取組を進めていきます。

本日は、いろいろと有益な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。